

セラミック九州

佐賀県立九州陶磁文化館報

№.8

編集) 1983・11・15
発行) 佐賀県立九州陶磁文化館
代表者 松隈 和富
〒844 佐賀県西松浦郡有
田町中部字田ノ平乙
3100-1
電話 09544-3-3681
印刷所 三光印刷
佐賀県伊万里市新天町
287-3



いろえなみ からいず おおざら
色絵波に花鳥図大皿

個人蔵

有田 精磁会社
明治12～22年(1879～89)頃
口径90.5cm 高さ17.0cm
底径48.0cm

高台内に上絵赤で「肥前国西松浦郡有田
髻 精磁会社製之」と記し、ハリあと12ヶ所。
裏文様は染付で唐花唐草文を描く。深海竹治
の絵付けといわれる。

本品は県政百年記念「近代の九州陶磁展—
明治・大正・昭和—」(1983. 10. 29～12.
4)に出陳。

文化年間の多久陶器山再興について(下)

IV

多久陶器山がなぜ再建されねばならないのか、またそのための主要件である「人」と「物」については如何。これらの問題に関して公式に開陳している文書Cからまず取りあげねばならないであろう。

それはまず前段3分の1ほどは、例の文書Aに対応した金ヶ江三兵衛の事績の繰返しに費やされる。それに続いて、三兵衛の上白川移転後も「年久敷く連続」した藤ノ川内の釜(窯)に触れ、それが「享保大凶年」ごろから漸次衰微し釜焼も潰れていったこと、しかも永年再興の願望は抱いても経費などの関係から延び延びになって今に至った旨を告げる。

時恰も多久領においては「様々産物之仕組」に着手しており、先述の如き三兵衛および已後の由緒を考慮すればなおさら再興を図りたい、との意思が表明され、しかも試焼の結果「相応の地土もこれ有り、大凡届合そう」である、と。問題はなによりも「釜塗立其外一鉢の手配方を呑込み心遣い候者」を欠いている点であるが、ここにはじめて原伝兵衛の存在が浮かびあがってくるのである。彼は「歩行通」という多久下級家臣のひとり、市ノ瀬山ににいるという。その彼を、このさい陶器山再興が成功するまでの間任用したいこと、ただし彼をまったく多久へ引越させてしまう訳では決してないことが強調される。

以上のことを本藩当局(小物成方)へ訴願し許可を求めたのであるが、結果は文書Dにより知られるように、予期したとおり、直ちに「願の通り仰せ付けられ」るところとなったのであった。

V

この陶器山再興計画を実現するに際し領主を含む多久側がもっとも気を遣ったことは、誰を釜(現地)の中心に迎えるかの問題であった。結果において前記の原伝兵衛がもっぱらその任を担うことになるのだが、その任用にあたり障害となったのは、彼が現在市ノ瀬山の釜焼という位置にあることであった。

原則的問題としてのそれは、文書Bの文中に皿山代官関儀左エ門の発言として記されるように、「御領内たりとも他山に右職方に罷り出候儀あい叶わず、前々より御法」に抵触することであった。また、彼原伝兵

衛の指名任用には、有田皿山在住の多久被官「金ヶ江一党」の不服を招くことが恐れられた。そのことは、所々に、「金ヶ江一党の者共は素より召し呼ばるにあい及ばざる義にて、右の者共より願書等差出置候わたり、云々」(文書Bの追而書)とか、「金ヶ江の者共取縊候はば御願の詮も無之き事ゆへ、云々」(文書B中の多久側発言)などと見えることから明らかであろう。ついでながら、金ヶ江三兵衛由緒書を振りかざして進められつつあるこの工作に、その末裔たち金ヶ江一党との摩擦を恐れねばならぬとはいかにも皮肉である。

さらに問題はこれにとどまらず、多久における陶器山の再興自体に対する有田内山の釜焼からの「何かと申立」、「様々故障を申立、いよいよもって何等かの妨げをもあい整え候やも計り難い」状況に陥ることは何としても避けねばならない――

そこでこれらに対処するためのいわば作戦会議が多久側吉岡源左エ門らと本藩小物成方灰塚喜左エ門らとの間に開かれた。文書Bはその経緯を報じたものに外ならず、ようやくにして得られた答案が、原伝兵衛を一時に限り多久へ召し呼んで再興に当らせるという形式であった。「一鉢の御主意は伝兵衛混と御私領方へ引越し候て釜焼仰せ付けられる筈に候」――そもそもの多久側の希望は伝兵衛を市ノ瀬山から多久へ引越させ、事を全面的に委任するところにあったが、今回はともかく無理を避ける判断に落ちついたのであった。すなわち「向き以ては何れの手段もこれあるべく、余り只今より難義の所を御定部になされ候ては却って行届かざる所もこれあるべし、云々」と。

なおまた、この出願手続に当ってあえて藩政中枢の請役所を回避したのも、以上のことを「色々御斟酌」したからであり、同様な事情から、「釜焼職の者は外に名代をあい立て置かれ候はではあい叶うまじく」、「伝兵衛儀は内々心遣いの様にして当分はさし置かる方、振りあいはいは宜しかるべし」――伝兵衛を非公式の、もしくは陰の存在に置くべしとの配慮もなされる。

VI

原伝兵衛が当時すでに多久へ召し寄せられていた事実は、文書Bの冒頭に記すところから知られる。以下、

彼の身分——文書Cには「此方歩行通の者」とあった——や動静についての究明を試みる。このことによりまたこの「仕与」——特別計画の規模・構造が知られることになるであろう。

前記のように原伝兵衛が文化10年(1813)2月当時すでに多久において何らかの働きをしていたのであれば、当然それは多久家の史料に載せられているはずである。

事実は、その前年12月に、

御私領藤川内村大山口新陶器山御仕立ニ付、右御仕与并木村又四郎婦住被 仰付候儀、扱又市ノ瀬山原藤太夫被召抱候通伺越ニ相成候処、伺之通被仰出候、云々

(多久役所日記127 文化9年12月6日条)

との記事が見られる。ここにあげられた3件のうちの原藤太夫——これまでの原伝兵衛と同一人であるに違いない——につき、彼を召し抱えるというあたりは、さらに同日条の、さきに続いて載せられた書状写により詳しい、そこにはすなわち、

・市ノ瀬山罷在候釜持、生野図書殿被官原藤太夫
・藤太夫義、図書殿へ御所望ニ相成、此御方御被官ニ被召成候半而不相叶訳合

と見えるのである。これに加えて、同年12月20日の条に載せた書状写には、

今度陶器山御仕立ニ付、生野図書殿被官原藤太夫儀被成御所望候ニ付而ハ、御歩行ニ被 召成、御切米三石可被為 拝領

と記されており、たぶん本藩に属する生野図書の被官身分の原藤太夫を切米三石の歩行(一般にいわれる徒士)被官として多久家が「所望」したのである。

さきにも原藤太夫は市ノ瀬山の「釜持」であるとしたが、彼自身が「於市瀬山私持釜四間」と述べているから、ひとかどの釜主であったと推測される。

その能力に関してはすでに文書Cにおいて紹介したが、既出文化9年12月6日の条の書札写には、

陶器仕立之儀、外山内ニ而ハ至極巧者之趣ニ而、「幸此方ニモ知音有之、藤川内土を少々被下候ハ、焼試仕、弥宜方ニ候ハ、釜仕立申度、左候而此御方御帳面ニ於被相加ハ猶又難有奉存候」由申述候ニ付、右土被差出候様仕候処、此節差越候□□土ハ十分ニハ無之候得共、此節ハ天草土を交候故と申、殊ニ上皮之土ニ而、此下ニ出候土ハ本皿山之土ニ相替間敷、和薬土杯ハ格別宜有之候ニ付而ハ、弥被仰付儀ニ候ハ、焼方可仕」申述候ニ付、釜仕立方其外積等差出候様相調候、云々

との彼の言行が記され、注目すべきは、すでにこの件に彼藤太夫の関与するところは大きく、新釜の仕立をはじめ事業に要する予算書の作成まで命ぜられているのであった。

「藤川内山焼物土有之、先年ハ焼物出来立居候得共、六七十年前ハ相止居候ニ付而ハ、何卒陶器方御再興相成度、皿山其外ハ内密承合等」を経て、藤太夫への指名、彼の積極的な対応——多久被官となることもむしろ喜ぶ風である——と進展の跡を辿ることができるのである。

いよいよ文化10年2月4日には、

藤ノ川内陶器山場所大見分被相整、役所出仕無之候事

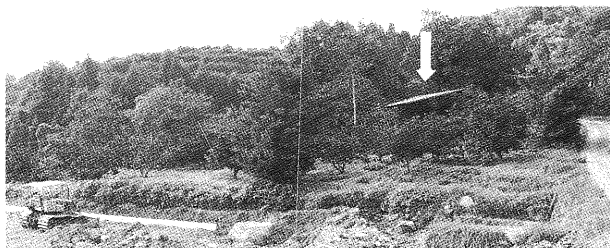
との記事が見えるが(同前同日条)おそらくこのことから、彼藤太夫の現住地が外山とはいえず市ノ瀬山であることから、その多久移住の是否をめぐってあらためて問題となり、その結論が同月9日に出来(文書C)、直後の承認となったことはすでに明らかにしてきたところである。

Ⅶ

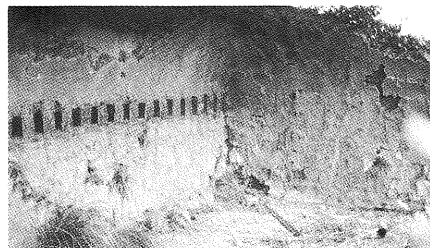
さて、上述の経過を辿ってようやく対外的の難問を解決したかたちだが、「大業之事」である陶器山再興事業自体は、以後如何に展開し、実を結んで行くのであろうか。

多久役所日記127の文化10年2月11日の条に、

一、陶器山御取懸ニ相成候ニ付而ハ、惣心遣方木村



大山新窯跡(残存する一室を屋根く矢印で覆ってある)



残存する窯室(平面 約6m×3.2m)

又四郎御雇ニメ被 仰付候事
一、陶器山方銀遣藤崎市エ門被 仰付候事
一、右下銀遣小奉行兼而、下目附方野中孫右エ門へ
相達候事

という記事がある。

木村又四郎に關しすでに「木村又四郎帰住被仰付」
との記事を見ているが、詳細については次に紹介する
ところで明らかである。すなわち、

木村又四郎儀、先年不届所有之、郡御障被 仰付、
皿山罷越只今ニハ絵書方其外陶器方甚巧者ニ相成居、
……此節又四郎御構場御免被成方ニ而ハ有御座間敷
敷、其通於被仰付候上ニ而ハ、釜仕立方其外手伝を
も被 仰付候半ハ猶又行届候通可有之歟

「藤太夫計リニ難被相任も相見」えるから、「陶器
方甚巧者」となった木村又四郎の処分を解いて「釜仕
立方其外手伝」に当らせたい、との趣旨である。彼は、
こうして再興陶器山の、「惣心遣」といえば重要な役
割を担当することになる——他の史料では「陶器山役
宅定詰木村又四郎」とある。また藤崎市左エ門・野中
孫右エ門らの名も、以後諸史料に見出すことができる。
かくして再興される陶器山の職制は整っていく。多久
小物成方のうち陶器方担当は吉岡源左エ門・犬塚半左
エ門である。

現地藤川内大山口における事業の進行は如何。これ
を窺わせる好都合な報告書がある。

この事業については多久の重役たちも重視したのは
当然であろうが、この年の6月ごろ、「今般陶器山御
仕立ニ付而ハ、段々之手当何之通相成居候哉、近々ニ
ハ陶器焼方ニモ移合候哉、尚又手当之次第被申達候様」
にと達示していることが知られる。この報告書はそれ
に応じて書かれたものであり、実は原藤太夫の報告を
受けて中西官太夫らの役人が上達したのである。

御達覚

今般陶器山御再興ニ付、去ル二月半比方御取掛ニ
相成候処、当春已来雨天勝ニ而、積前方ハ別而不捌
ニ有之、釜築方之儀漸去ル五月末比迄築仕廻ニ相成
候処相応ニ出来立候由、

扱又、細工[]之儀も太図成成就相成、

且又、水碓之儀も段々部方ニ相成候得ハ細工人相
部可申、

火入方、向八月半比迄ニハ太鉢作立、焼懸可申、
尤釜起其外小仕事鉢之儀ハ未多々有之候得共、右
ハ致懸、火入迄之内夫々手配成就ニ相成候通可相調、

およそ6月半ばの状況である。ここでは初火入れは
8月半ば以後と予定しており、別史料の8月半ば過ぎ

に「近々火入ニ相成候折角手配相整」と報じられてい
るが、実際に最初の火入れが行われるのは、おくれで
10月8日のことである。役所日記 128の当日の記事に、

陶器山新登、今日方火入ニ相成候段申来候事

と記されている。この前後かの吉岡源左エ門はしばし
ば現地へ出張したのであった（9月30日、10月10日、
10月14日）。

ともかくもこうして多久の陶器山再興は一応達成さ
れたのであるが、参考までに当時の小物成役所日記か
ら関連記事を抄出しておきたい。

・陶器山木小屋昨四日焼失（9月5日）

・同所山神御建立之場所……見分罷越、吉岡源左エ門
（以下略、9月6日）

・陶器釜起方今日迄ニ成就ニ相成、殊ニ怪我も無之安
穩ニ相仕廻候ニ付而ハ為御祝印迄ニ御酒被為拝領
（下略、9月8日）

・陶器山神石祠御建立銘書写

正面 大山祇尊 大陶祇尊

（下略）

・陶器山神開眼来ル晦日ニ相極リ、三鏡坊エ宮司之儀
被仰付事（下略、9月26日）

・吉岡源左エ門始役々何れも、扱又陶器山役々、其外
最初方相部別而致太儀候諸細工人共、御酒被為拝領
候事

以上、文化9～10年に展開された多久陶器山再興ま
での動きを、もっぱら多久役所日記・小物成役所日記
によって追ってみた。この藤川内大山口新陶器山が何
時まで持続されるか、つぎの興味ある課題である——
かの『丹邱邑誌』には、「天草土ニテ焼タルニ好品ヲ
製シ出セシカトモ銀主ガ弱クシテ遂ニ亡山トナレリ」
と記されている。（前山 博）

鍋島藩窯跡物原出土の 京焼風陶器(中)

——印銘を中心として——

「清水」印のある陶器を紹介したものとしては蜷川
式胤の『観古図説』明治10年（1877）がある。清水焼
と明示する香合の底部に捺されたものである。絵をみ
ると大川内地区出土の「清水」印と類似の書体である
が「水」の終筆部分が鍋島藩窯の②よりもかなり短か
い。

次に蛭川の影響を受けたといわれるアメリカ人エドワード・シルベスター・モース（1838～1925）による『日本陶器目録』明治33年（1900）中に山城の清水焼の一つとして、山水文碗があげられている。器形・文様ともに大川内地区の山水文碗に似通っている。印の書体は「水」の終筆部分に曲がりがなく、鍋島藩窯の②の方に近いが同一ではない。

これら先覚者はいずれもこの書体の「清水」印を京焼の清水焼の印とみなしたのである。

昭和40年代に入ると2箇所の窯で「清水」印の陶片が発見されている。

一つは長崎県佐世保市木原地蔵平窯址、もう一つは高知県尾戸窯址から出土したものである。前者の窯は1977年に改めて学術調査が行なわれ、物原第4層から染付雲龍見込荒磯文碗などと共に高台無釉茶碗に「清水」印の捺されたものが1点出土している。これは倉田芳郎編『千葉・南総中学遺跡』1978-Fig. 190で見る限り大川内のものとは異質であり、素地も粗いようである。「清水」印をみると「水」字の終筆部分が下方に曲がり、①に近いがやはりいくぶん違いがある。円圏は径1.8cmと大きい。共伴する染付雲龍見込荒磯文碗は1660年代から17世紀末にかけて流行する意匠である。この碗が物原5層から1層にかけて出土するようであり4層は比較的下方ということになる。

尾戸窯址は承応2年（1653）大坂・高津より招かれた久野正伯によって開窯されたといわれる。この窯の調査によって「承応三年 高原姓 正伯」の刻銘のある窯道具が出土し文献史料を裏付けている。ここから「清水」、「森」印のある陶片が出土している。詳細は判らないが、写真で見ると碗であり同様の高台作りとみられる。素地も「白土系の細かい土」（丸山和雄『土佐の陶磁』1973）とある。「清水」印2点は写真で見ると書体がわずかに違うようであり、「水」の終筆部分が曲がるものと②のタイプに近いものがある。円圏は大きい。「森」印は書体からも大川内地区出土の「森」印と無関係とは思われない。

久野正伯は「高原姓」とあるように、高原五郎七で知られる大坂の高原系陶工と言われる。高原五郎七は元和2年（1616）ごろ伊万里市椎ノ峰窯に来て7年間作陶したとの伝えがあることも興味深い。

類似の「清水」印を焼成した窯が大川内地区以外に長崎県地蔵平窯と高知県尾戸窯の2箇所で確認されたわけであるが、「清水」印には大川内地区だけでも3

種、尾戸で2種、地蔵平窯を加えて少なくとも6種はあることになる。

次に京焼風陶器Ⅱ類の出土例をみてみよう。現在、出土例の東限は茨城県角内遺跡である。

角内遺跡（鹿島町）出土の碗は高台内に「清水」印を押し、写真でみると外面に滲んだ感じであるが鍋島藩窯出土品と類似の山水文を描いている。「水」の終筆部分は下方に曲っている。中央の円圏は径約9mm。この遺跡では土壌から17世紀後半のものとみられる伊万里赤絵藤花文徳利が出土している。

千葉県南総中学遺跡（市原市牛久町）では墓塚から1650年代～1660年代とみられる染付山水文碗と共に、「清水」印の碗が出土している。「水」字の終筆部分は下方に曲がって長い。円圏は大きく径1.6cmである。

滋賀県彦根城家老屋敷跡（彦根市）から銕絵山水文碗・皿が出土している。印銘は「清水」のほか「森」、「柴」などがみられる。「清水」印の「水」字の終筆部分は下方に曲がるものと、曲がらないが比較的長いものがある。前者の円圏は不明だが後者の円圏径は約1.1cm。この遺跡からは17世紀～19世紀にわたる伊万里系磁器も出土している。

京都府同志社大学校地内遺跡（京都市上京区）では近世の遺構から17～19世紀にわたる伊万里系磁器が出土しているが、そのなかで「清水」印が出土している。女子大図書館建設地SK351遺構はⅧ期（16世紀末～17世紀前葉）に属すると報告されているが、この遺構から「清水」印銕絵山水文碗が出土している。この推定年代はともかく、山水文は鍋島藩窯出土品などよりも写実的で、楼閣や山、樹木なども判るように描かれている。器形もいくぶん口径の割合が大きく、高さが少ないようである。また「水」字の終筆部分は下方に曲がらず、円圏は約2.7cmと大きい。中学新体育館SK2105から出土の「清水」印は「水」字の終筆部分が下方に曲がり長し、円圏も上記のものより小さい。

大阪府と奈良県では未報告であるが、菱木下遺跡（大阪府堺市）と奈良奉行所跡（奈良市）から押印のある京焼風陶器Ⅱ類が出土しているのを実見した。菱木下遺跡では「清水」印見込山水文皿と「森」印の底部片が出土している。「清水」印の「水」字の終筆部分は下方に曲がり、円圏径は約1cmである。

奈良奉行所跡の濠からは17世紀～18世紀の伊万里系磁器と共に京焼風陶器が出土している。詳細は報告を

まつとして、「清水」、「森」、「新」など数種類の印銘が見られる。

佐賀県では伊万里市や多久市の遺跡から出土している。前者は伊万里市本町の本岡金物店工事現場より、17～19世紀の伊万里系磁器などと共に採集されたもの。京焼風陶器Ⅱ類は3点出土している。図aは皿形であり、内面に文様を描くがほとんど欠失している。底裏に「清水」印、円圏径は1.4cm。図cは大形の皿で内面に遠山のような文様を描く。底裏に長方形枠に違い鷹の羽と変形字を組み合わせた印を捺す。円圏径は約2cm。図bは内面無釉の底部片。高台は蛇の目状に作り底裏に篆書体の「定」字印を捺す。これは清源下窯のものに似る。

以上のように京焼風陶器Ⅱ類の出土遺跡では、いずれも1650年代～1680年代の伊万里系磁器が共伴するかもしれない。遺跡内から出土している。また全て「清水」印を含んでいるが、そのほかの印としては「森」、「柴」、「森」、「新」などがみられる。(大橋康二)

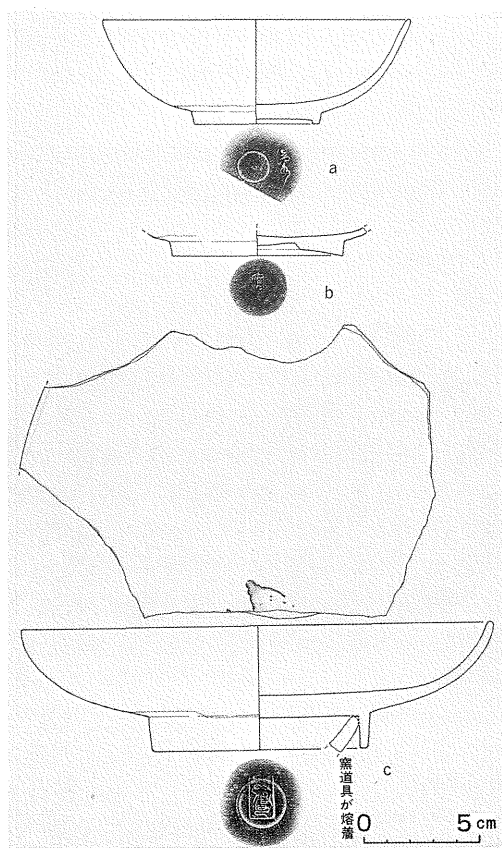


図2 伊万里市 本岡金物店工事現場採集品

- 注1 鹿島町教育委員会「角内遺跡発掘調査報告」1981。
 2 滋賀県立近江風土記の丘資料館「出土品にみる江戸時代の生活」1982。
 3 同志社大学校地学術調査委員会「同志社キャンパス内出土の遺構と遺物」1978。

※本稿を書くにあたって仲野泰裕、坪之内徹、佐久間貴士の諸氏からご教示いただいた。



鍋島藩窯跡出土の京焼風陶器
(図1のイ)

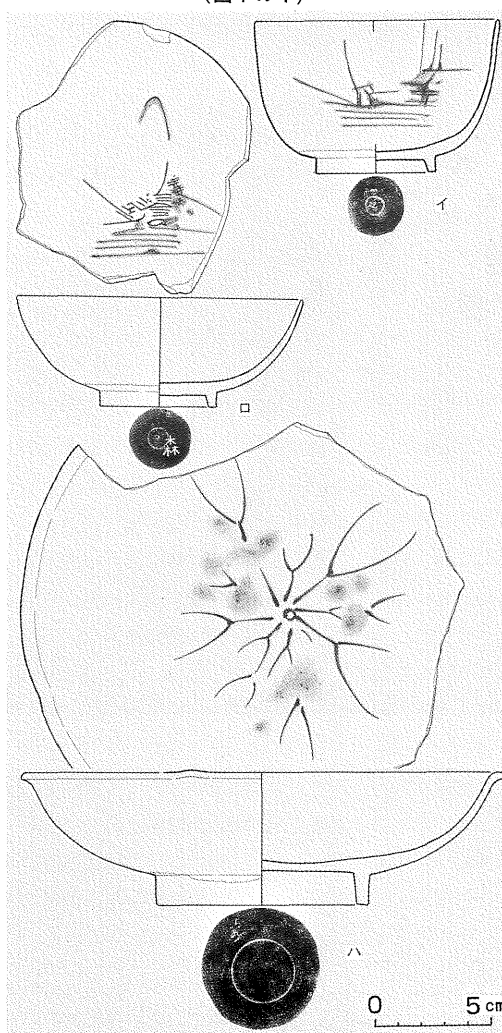


図1 鍋島藩窯跡出土の京焼風陶器